

伊里中学校「自転車通学規定」

H31.1.15

- 1 自転車通学を希望する者は自転車通学許可願を提出し、基準を満たせば許可されます。自転車通学の許可範囲は中学校区全域です。
- 2 自転車は通学に適する標準的なもの。色は、通学用自転車としてふさわしい地味なもの（白・シルバー・黒など）
マウンテンバイク、サイクリング車、競技用自転車は通学用としては許可しません。
次の項目については許可していません。
①ドロップハンドル等変形のハンドル ②7段以上の変速ギア
③ステップ・不要な飾り ④片足スタンド（倒れやすいため）
- 3 次のものは必ず自転車につけてください。
①ライト ②ベルまたはブザー ③夜光テープまたは反射鏡
④防犯登録証（所定の手続きを終了していること）
⑤中学校から入学後に配布する鑑札シール
- 4 雨天時には雨カッパを使用する。
カッパは物品販売の品目の中にもあります。
- 5 登下校で自転車に乗るときは必ずヘルメットを着用する。家庭でも自転車に乗るときはヘルメットを着用することが望ましい。
- 6 登下校で自転車に乗るときは必ずかばんを荷ひもで荷台に固定する。
- 7 自転車通学許可願を提出し許可を受け、鑑札（許可番号）を所定の位置につけ、規則を厳守して通学してください。
- 8 自転車通学の諸規定に違反したときは、一定期間許可を取り消すことがあります。